

公 告

制限付き一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和7年12月9日

鳥取市長 深澤 義彦

1 入札に対する事項

- (1) 業務名 鳥取市電子契約サービス提供業務
- (2) 仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 履行期限 入札説明書のとおり
- (4) 履行場所 入札説明書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号。）に基づく競争入札参加資格を有するか、入札までに取得予定であるとともに、その資格区分が別表に定める「役務」の「情報処理サービス」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 導入しようとする電子契約システムに関して、過去2年以内に国又は鳥取市と同等の規模以上（人口15万人以上）の地方公共団体において、複数の導入又は運用実績があること。

3 入札説明書の交付

入札説明書（契約条項を含む。）は、鳥取市公式ウェブサイト(<https://www.city.tottori.lg.jp>)に掲載するとともに、次のとおり希望者に直接交付するものとする。

- (1) 場所 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階
鳥取市総務部総務課公文書管理室（電話：0857-30-8105）
- (2) 期間
公告の日から令和7年12月19日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

4 入札参加の申し込み

この入札に参加を希望する者は、2の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる要件を全て満たすことを証明する書類を、3の(1)の場所に、3の(2)の期間に提出しなければならない。

5 入札方法について

(1) 入札書等

入札参加者は、次の様式を参考として入札書を提出すること。

①鳥取市電子契約サービス提供業務入札書（入札説明書 別紙3）

②入札書は、封筒（長型3号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して、「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には差出人の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。

(2) 入札書は郵送又は持参すること。（メール又はファクシミリによる入札書の提出は認めない。）

①入札書を持参する場合は、令和8年1月9日（金）午前9時から午後5時までの間に提出先に持参すること。

②入札書を郵送する場合は、令和8年1月9日（金）を指定日とする配達日指定郵便、かつ、一般書留又は簡易書留のいずれかによること。

(3) 提出先 〒680-8571 鳥取市幸町71番地

鳥取市総務部総務課公文書管理室

鳥取市役所本庁舎4階 電話0857-30-8105)

(4) 入札回数

入札の回数は1回とする。

6 無効となる入札の範囲

この公告に示す入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及びこの公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札

7 入札（開札）の日時及び場所

(1) 日時 令和8年1月13日 午後1時30分

(2) 場所 鳥取市役所本庁舎4階 4-2会議室

8 落札者の決定方法

最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 詳細は、入札説明書による。

問い合わせ先 鳥取市総務部総務課公文書管理室

電話：0857-30-8105

ファクシミリ：0857-20-3945